第１節　コミュニティ

１ 地域コミュニティ

現状と課題

少子高齢化等の社会構造の変化や生活様式の変化等の影響により、 地域コミュニティの機能が全国的に停滞・弱体化しています。こうした地域コミュニティの機能の弱まりが進むことで、特に高齢者の孤独死や、市としての子育て機能等、多くの問題が顕在化することが見込まれます。

そうした問題に対応していくため、今後も、自治会を中心とした地域コミュニティや、社会的活動を行う団体への支援など、地域コミュニティの活性化に向けた取組を進めていく必要があります。

図１－１　自治会の加入率　　（各年４月１日現在）

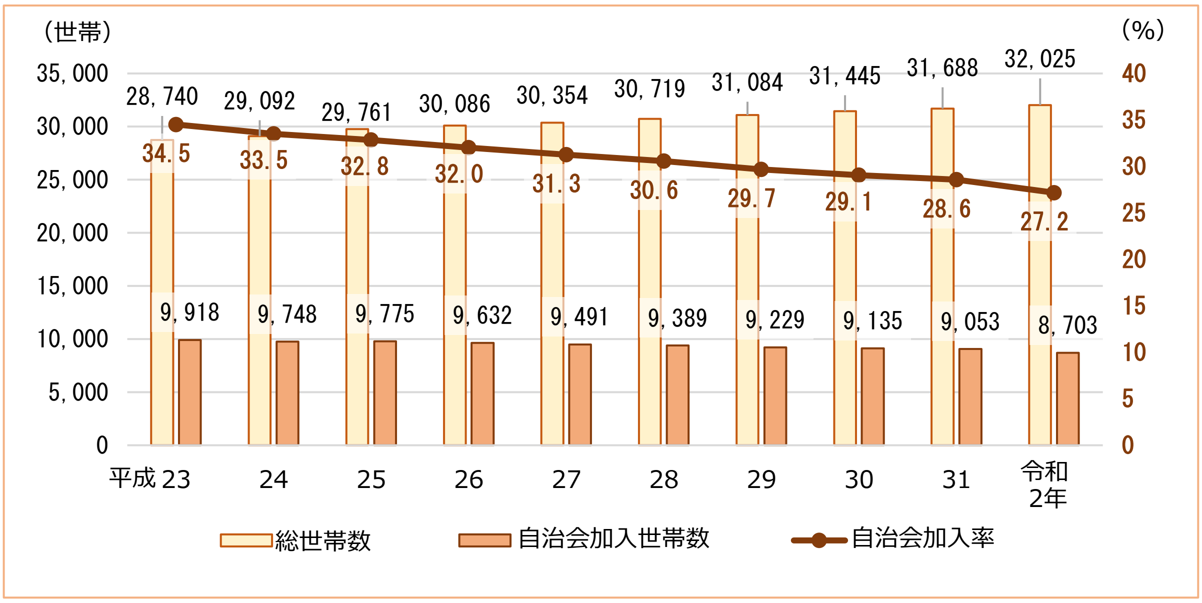

出典　協働推進課資料

基本方針

自治会を中心とした地域コミュニティや、社会的活動を行う団体の活動を活発化させるため、活動の周知や加入促進を行います。また、地区集会所等、コミュニティ活動を行う施設の整備、充実に努めます。

施策の体系・内容

- 1　地域コミュニティ
  - ⑴ コミュニティ活動の支援
    - ①コミュニティ意識の醸成
    - ②自治会活動の支援
    - ③組織間の連携促進
    - ④地域コミュニティの活性化
  - ⑵ コミュニティ施設の整備・充実
    - ①施設の整備助成の推進
    - ②施設の適正な管理

⑴ コミュニティ活動の支援

項目	具体施策
①コミュニティ意識の醸成	○市民の自主的な地域貢献を促すため、自治会活動や各種ボランティアの情報を広報紙、ホームページ、SNS 等により提供し、地域コミュニティへの参加、市民同士の交流の促進に向けた意識の醸成に努めます。 ○コミュニティづくりを推進するため、緑が丘ふれあいセンター及びボランティア・市民活動センターの機能の強化や、事業の充実に努めます。
②自治会活動の支援	○自治会に対して、各種補助金等を交付するとともに、活動に関する相談や助言などの支援を行い、活動の活性化及び持続可能性の向上を図ります。 ○毎年 6 月を自治会加入促進月間と位置付け、自治会活動紹介パネル展などを実施し、活動の周知と加入促進を図ります。 ○自治会の認可地縁団体(*20)への移行を支援します。
③組織間の連携促進	○自治会連合会を中心に、自治会同士の情報の共有等による連携及び自治会と教育・福祉関係諸団体等との連携を促進し、コミュニティ組織としての機能の充実に努めます。

(*20)認可地縁団体：地方自治法に定められている要件を満たし、手続を経て法人格を得た、自治会などの広く地域社会の維持・形成を目的とした団体

項 目	具 体 施 策
④地域コミュニティの活性化	○自主的・主体的なコミュニティ活動の活性化を図るため、新たな地域活動の担い手の確保や地域団体における役員等の負担軽減に向けてデジタルツールを活用した取組を支援するほか、更なる地域コミュニティの活性化策の検討を行います。

⑵ コミュニティ施設の整備・充実

項 目	具 体 施 策
①施設の整備助成の推進	○コミュニティ活動の活性化を図るため、地区集会所等の整備を推進するとともに、自治会所有の集会所の建設、修繕などに際し、支援を行います。
②施設の適正な管理	○地区集会所等の適正な管理を行うとともに、学校施設等の地域への開放・利用を推進し、生涯学習やコミュニティ活動の支援を行います。

成果指標

指標１ 自治会加入率		
27.2%（R2）	→	30.0%（R7）

指標２ 認可地縁団体数		
11 団体（R1）	→	13 団体（R7）